

我孫子二階堂高等学校の部活動の活動方針

学習指導要領には、「生徒の自主的、自発的な参加により行なわれる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等（学校教育が目指す資質・能力の育成）に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とある。

*（ ）内は新学習指導要領で加わった表現

また、部活動は異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒の人間関係を学べる教育活動で、生徒自身が活動を通して成長を実感し、自己肯定感を高めたりできる教育的意義のある活動と考えている。

そして、部活動は本校の4つの教育目標にも合致し、生徒の人格的な成長にも繋がるものである。

- 1、各顧問は学級担任や他顧問を始め、教職員と連絡を密にし、健全な部活動の運営に努めること。
- 2、生徒の能力や適性を見極め、一人ひとりの個性を尊重した指導を心がけること。
- 3、生徒の健康状態に十分注意し事故防止に努め、安全を守ること。
- 4、体罰やハラスメント、いじめなどが発生することがないようにすること。
- 5、効果的で効率の良い練習や指導方法を研究し実践すること。
- 6、文部科学省やスポーツ庁の示すガイドラインに準じる活動計画を作成すること。
- 7、顧問は年間の活動計画（活動日時・活動場所・休養日・大会参加予定等）並びに毎月の活動計画を学校に提出し、ホームページにも公表すること。
- 8、活動方針や活動内容については様々な機会を通して、保護者の理解を得るように努めること。
- 9、部費等の徴収に当たっては、保護者に意義を十分に説明し、賛同を得、会計報告を必ず行なうこと。
- 10、部活動は週5日、同好会は週3日程度を基本活動日とする。（生徒手帳では5日以上）

「適切な休養日等の設定について」

原則として週1日以上休養日を設ける。シーズン中により、休養日の確保が難しい場合も含めて年間78日以上休養日を確保すること。（年末年始や一斉休業、定期考査中 等）

休養日に生徒が自主練習を行ないたいと申し入れがあった時は、強制力を伴う部活動にならないよう留意し、顧問は安全性に十分注意し、立ち会うこと。但し、顧問の労働問題との兼ね合いを考え、複数の顧問がいる場合は交代制や振替休日をきちんと取れるように計画すること。

「部活動の時間について」

平日の部活動は1日3時間までとする。但し、練習後の片付け等の時間はこれに含めない。4月～10月は19時30分、10月～3月は19時までとし、土曜は17時30分まで、休日は実質活動時間を4時間30分以内とする。（実質活動時間とは、ウォーミングアップやクールダウン、道具の準備、片付けの時間を含めず、活動中の休憩時間を除いた実質的な活動する時間とする）尚、顧問は「生徒の自主的、自発的な参加」の姿勢や意欲を尊重し、柔軟に対応し、顧問である自覚と責任を果たすこと。本校では部活動を重要な教育活動としている点を忘れないこと。

「定期考査中の部活動について」

定期考査前1週間及び定期考査中の部活動は原則として行なわない。但し、大会などの予定されている場合は、実質活動時間2時間までの練習ができるものとするが、あくまで、生徒の学習を妨げないように考慮すること。部活動のせいで、不合格となるような得点を取るようなことがないように指導すること。

「活動計画書及び報告書の提出について」

活動計画書は前月の25日までに提出すること。教員の過重労働と生徒の健康を考慮しているかを、運動部長、文化部長、生徒部長、教頭に確認の上、提出し、報告書は翌月5日までに提出すること。